

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付け、同月〇日付け及び同年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付の支給に関する各処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、会社が運営するB所在のC（以下「事業場」という。）において調理師として就労していた。
- 2 請求人によれば、長時間労働と職場のストレスで精神障害を発病したとして、平成〇年〇月〇日、Dクリニックに受診し、「うつ病」（以下「本件疾病」という。）と診断された。
- 3 請求人は、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対し、「平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日」までの期間に係る休業補償給付の請求（以下「第1回請求」という。）をした（平成〇年〇月〇日労働基準監督署受付）ところ、監督署長は、本件疾病は業務上の事由によるものであると認め、給付基礎日額を〇円として、これを支給する旨の処分をした（以下「前回処分」という。）。
- 4 請求人は、前回処分に係る給付基礎日額を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けで、第1回請求に係る前回処分を取り消す旨の決定をした。
- 5 請求人は、「平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日」までの期間に係る休業補償給付の請求（以下「第2回請求」という。）をし（平成〇年〇月〇日労働基準監督署受付）、「平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日」までの期間に係る休業補償給付の請求（以下「第3回請求」という。）をした（平成〇年〇月〇日労働

基準監督署受付)。

- 6 監督署長は、審査官の前回処分に係る取消決定を受け、第2回請求につき平成○年○月○日付けで、第1回請求につき同月○日付けで、第3回請求につき同年○月○日付けで、それぞれ給付基礎日額を○円とした上で、休業補償給付を支給する旨の処分を行った(以下、第2回請求に係る処分、第3回請求に係る処分及び第1回請求に係る変更決定を併せて単に「本件各処分」という。))。
- 7 本件は、請求人が本件各処分の給付基礎日額を不服として、本件各処分の取消しを求める事案である。
- 8 請求人は、本件各処分の給付基礎日額を不服として、審査官に対しそれぞれ審査請求をしたところ、審査官は、労働保険審査官及び労働保険審査会法(昭和31年法律第126号)第14条の2の規定に基づき、これらを併合して審査し、平成○年○月○日付けで棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として、本件各処分の取消しを求めて再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)
- 2 原処分庁  
(略)

### 第4 争点

本件各処分における請求人の給付基礎日額が○円を超えるか。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 理由

- 1 当審査会の事実認定  
(略)
- 2 当審査会の判断  
(1) 請求人は、最高裁第一小法廷昭和63年7月14日判決(労働判例523号6頁)及び当審査会裁決(平成26年労第569号)を根拠として、会社の固定残業手当及び固定深夜手当は違法なものであり、これらの手当を割増賃金の算定基礎から除外した監督署長の認定は誤りであるから、本件各処分は取り消されるべき旨主張している。

そこで、上記主張について検討すると、平成〇年〇月〇日付けで会社が作成した年収見込通知書には、「基本給〇円、固定残業手当〇円、深夜残業（固定）手当〇円」（なお、上記額は、平成〇年〇月以降、それぞれ「〇円」、「〇円」に改められている。）との記載が認められ、この記載からすれば、通常の労働時間の賃金に当たる部分と割増賃金の部分とは明確に区分されており、判別することができるものということが出来るから、上記のとおり明記された割増賃金の部分は、いわゆる定額手当制固定残業代として有効であると解される。また、請求人は、同年〇月〇日に上記年収見込通知書に記載の労働条件に同意をしていることが認められることからすれば、上記固定残業手当及び深夜残業（固定）手当の支払いに関する定めは、請求人と会社との間の労働契約の内容となっており、かつ、有効なものということが出来る。

したがって、当審査会としても、請求人の上記主張は、これを採用することができない。

(2) 次に、請求人は、退社後もスーパーマーケットに行き、賄いの具材を購入しており、この時間が業務として労働時間の算定に考慮されていない旨主張する。

しかしながら、一件記録によれば、本件各処分においては、決定書理由に説示のとおり、請求人の就業実態に則した労働時間を認定し、これに基づいて時間外労働手当等を算出した上で、平均賃金及び給付基礎日額を適正に算定していると認められることに照らし、当審査会としても、本件各処分に誤りはなく、妥当なものであると判断する。

したがって、当審査会としても、請求人の上記主張は、これを採用することができない。

(3) なお、請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだせなかった。

### 3 結 論

以上のとおり、本件各処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。